

E

※この文書は臨床調査個人票を記載してもらう際に
医療機関（主治医や担当者）にご提示ください。

令和5年6月

各医療機関の長 様

札幌市保健所長

【札幌市】特定医療費（指定難病）受給者証の「有効期間の延長」及び 更新手続における「臨床調査個人票の作成」について

謹啓 初夏の頃、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本市の保健福祉行政の推進にあたり、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記受給者証につきまして、北海道庁の対応に合わせる形で有効期間を3か月間延長することといたしましたので、お知らせいたします。

また、今年度の標記受給者証に関する更新申請について、「臨床調査個人票」の作成にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、臨床調査個人票に関する留意事項等を下記にまとめましたので、ご不明な点等がございましたら、札幌市保健所へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期間の延長（お知らせ）

有効期限が「～令和5年9月30日」の受給者については、

有効期限を一律で令和5年12月31日まで3か月間延長します。

※ 原則、延長後の受給者証は発行しません。読み替えによりご対応ください。

2 更新申請と臨床調査個人票の作成について（ご依頼）

●更新対象者は有効期限が「～令和5年9月30日」と記載されている受給者です。

（※ 実際は読み替えにより令和5年12月31日まで有効。また、一部、～令和5年12月31日と記載されている受給者もいます。）

更新申請の受付期間

●申請推奨期間は **令和5年7月3日(月)～令和5年9月29日(金)** です。

この期間内に更新申請が行えるように臨床調査個人票をご作成くださるよう、お願いいたします。

●更新申請の受付期間は例年どおり7～9月とし、受給者証の有効期間を12月31日までとすることで本市の事務処理期間を確保し、切れ目なく円滑に受給者証を発行することとしております。

●令和6年度以降も同様の対応とし、有効期間は1月1日から12月31日までとする予定です。

※更新対象者の申請が令和6年1月1日以降となった場合は、新規申請の取扱いとなり、認定時の有効期間始期は、申請受付日からとなります。また、臨床調査個人票も、新規患者用として作成したものが必要となります（疾病により、添付する画像資料等も併せて必要です。）。

3 臨床調査個人票の様式について

●臨床調査個人票の様式につきましては、以下の厚生労働省のHPから最新版を出力いただくか、下記6の保健所担当係までご請求願います（FAXにてご請求の際は、必ず疾病名を明記願います）。

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

※ 患者様ご本人に様式の取り寄せ指示はなさらず、各医療機関にてご用意願います。



4 臨床調査個人票の作成に関する留意事項等

●例年、記載誤り・記載漏れが発生しております。特に以下の点にご注意願います。

●重症度分類の評価年月日や最終頁の記載年月日は、直近の日付を記載願います。

臨床調査個人票は、適切な医学管理下で治療が行われている状態で、作成日より過去6か月間のうち最も悪い状態を記載することとされています。例年、古い日付や空欄でご提出される例が散見されますのでご注意ください。

●重症度分類や、その根拠となる検査結果等の記載をお願いいたします。

重症度分類に関する記載漏れのないよう、ご注意ください。

●最終頁に、作成された指定医の記名をお願いいたします（署名・印字を問いません。）。

指定医登録がない場合は、指定医との連名にさせていただくか指定医の申請をお願いいたします。

●記載誤り等があった場合、札幌市より疑義照会を行うため、通常よりも受給者証交付にお時間を要する場合がございます（審査上必要な照会事項につきましては、文書料の追加徴収は行えません。）。

●臨床調査個人票の内容が、重症度分類を満たさなくとも、当該疾病に係る総医療費が 33,330 円を超える月が、申請月を含む過去 12 か月間に 3 回以上ある方は、認定の対象になります（軽症高額該当）。

●臨床調査個人票の有効期間は、作成日から 3 か月間です。作成日から 3 か月を経過した臨床調査個人票は審査の対象外となる可能性があります。

●指定医の申請中などで指定医番号が分からない場合は、その旨を臨床調査個人票にメモ書きください。

5 申請窓口

申請先は、患者様がお住まいの区の保健センター（健康・子ども課）等です。

※ 札幌市保健所（中央区大通西 19 丁目）とお間違いないようご注意ください。

	郵便番号	住所	電話番号
中央保健センター 健康・子ども課	〒060-8612	中央区大通西 2 丁目	TEL 011-205-3351
北 保健センター 健康・子ども課	〒001-0025	北区北 2 5 条西 6 丁目	TEL 011-757-1185
北区 篠路出張所	〒002-8024	北区篠路 4 条 7 丁目 2-4 0	TEL 011-771-2231
東 保健センター 健康・子ども課	〒065-0010	東区北 1 0 条東 7 丁目	TEL 011-711-3211
白石保健センター 健康・子ども課	〒003-8612	白石区南郷通 1 丁目南 8-1	TEL 011-862-1881
厚別保健センター 健康・子ども課	〒004-8612	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	TEL 011-895-1881
豊平保健センター 健康・子ども課	〒062-8612	豊平区平岸 6 条 1 0 丁目	TEL 011-822-2469
清田保健センター 健康・子ども課	〒004-8613	清田区平岡 1 条 1 丁目	TEL 011-889-2047
南 保健センター 健康・子ども課	〒005-0014	南区真駒内幸町 1 丁目	TEL 011-581-5211
西 保健センター 健康・子ども課	〒063-0812	西区琴似 2 条 7 丁目	TEL 011-621-4241
手稲保健センター 健康・子ども課	〒006-8612	手稲区前田 1 条 1 1 丁目	TEL 011-681-1211

6 臨床調査個人票に関する問い合わせ先

札幌市保健福祉局 保健所 健康企画課 難病医療係

電話 011-622-5153

FAX 011-622-7223

住所 札幌市中央区大通西 1 9 丁目（WEST 1 9）